

# 文京区補助金等チェックシート

所属 教育推進部学務課

## 1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区学校給食費補助金(小学校)								
根拠規定等	文京区学校給食費補助金交付要綱								
創設年月	昭和	49	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	40年	終了予定年月	
直近の見直し年月	平成	26	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年		
見直しの内容	補助対象認定基準額の変更								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	10教育費	2学校教育費	4学校給食費	3学校給食費保護者負担軽減	1小学校				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

## 2 補助金の概要

補助目的	国の制度である就学援助制度を補完し、義務教育上必要な経費である学校給食費を補助することで、義務教育を円滑に実施する。						
補助事業等の内容	文京区内に居住し、基準所得以下の下記のいずれかに該当する者に学校給食費を補助する。 ①区立小学校に在籍する児童を扶養しているひとり親の保護者。 ②区立小学校の特別支援学級に在籍する児童を扶養している保護者。						
補助対象経費の内容	学校給食費						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 { 補助率 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価                      単位 } <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 学校給食費実費額を補助金額とする。ただし、就学奨励費受給者については、就学奨励費により支給された額を差し引いた額が補助金額となる。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
公募の状況	区報、ホームページ、チラシ等により広く補助金の申請を受け付けている。						
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 { 学校への調査 }						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者	
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由					

### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	国の制度である就学援助制度の補完となっている。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	文京区教育進行基本計画、文京区立小・中学校食育推進計画に合致している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	国の制度である就学援助制度を補完する補助のため区が補助することが望ましい。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	補助対象者に対し大きな負担となり、義務教育の就学に支障をきたす。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	区報、ホームページ、チラシ等により広く公募を行っている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	基準所得を定め、適正な手続きにより決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	代替策なし。学校給食費を補助対象経費としている。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	補助対象世帯への就学支援となっている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	学校給食費実費額を補助金額としている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	就学援助と併せ広く区民に補助の効果が還元されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	20	22	16	19
決算(予算)額	898	989	731	937
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	898	989	731	937
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	ひとり親・特別支援家庭の負担軽減を図っている。26年度は16名の児童に対し、731,432円の補助を行った。当補助事業は義務教育において区が自主的に行う経済支援であり、今後も必要性・有効性が認められる。			

### 5 課題及び今後の方向性

27年度より当該補助金の周知を強化する。補助の対象となる可能性がある世帯に対し、個別に当該補助金の案内通知を送りより多くの世帯が補助金の申請を出来るよう一層の周知を図る。